

令和5年度
包括外部監査の結果報告書
【概要版】
(テーマ)

生活衛生に関する財務事務の執行について

令和6年3月

山形市包括外部監査人
阿部 哲

概要版

第1章 総論.....	2
第1 包括外部監査の概要	2
1 監査の種類	2
2 選定した特定の事件(テーマ)	2
3 特定の事件を選定した理由について	2
4 包括外部監査の実施期間	2
5 包括外部監査の対象期間	2
6 包括外部監査の方法	2
7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
8 利害関係	3
第2 包括外部監査の監査結果	4
1 監査の結果について	4
監査結果及び意見の要約リスト	4

概要版

この概要版は令和6年3月8日付けで作成された「令和5年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」の記載を要約したものです。

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。(以下、「法」という。))第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

生活衛生に関する財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

市は、平成30年度を初年度、平成39年度を目標年度とした10年間の計画期間とする「山形市一般廃棄物処理基本計画」を平成30年3月に指針として策定し、ごみの発生抑制、資源化、適正処理等の施策を推進してきた。

令和4年3月で当該計画の中間目標年度を迎えたことから、近年の循環型社会をめぐる情勢を考慮し、更なる廃棄物の発生抑制及び資源化の促進と廃棄物について適正な収集・運搬、中間処理及び最終処分を確保し持続可能な循環型社会の形成を目指すため、当初計画策定以降に定められた法律や計画、及び社会状況の変化等を踏まえて、令和5年3月に計画の見直しを行っている。

このような状況において、「山形市一般廃棄物処理基本計画」の実施状況を検証することや、清掃事業等の生活衛生に係る事業が効果的・効率的に実施されているか等について包括外部監査人の立場から検討を加えることは有用であると考え、このテーマを選定した。

4 包括外部監査の実施期間

令和5年4月から令和6年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として令和4年度の執行分又は令和4年度末の状況とする。但し、必要と認められた場合、監査対象部局等との協議のうえ、他の年度も監査対象とする。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 清掃事業等の生活衛生に係る事業の財務事務の執行の合规性

概要版

清掃事業等の生活衛生に係る事業の財務事務の執行が、関連する法令、条例及び規則等に準拠しているかどうかについて

- ② 清掃事業等の生活衛生に係る事業の財務事務の執行の経済性、有効性及び効率性
清掃事業等の生活衛生に係る事業の財務事務の執行が、経済性、有効性及び効率性の観点から、改善余地がないかどうかについて

(2) 監査手続

- ① 監査対象部局の把握
- ② 監査対象施設の選定
- ③ 関連資料等の閲覧及び所管課へのヒアリングの実施
- ④ 関連する施設等での現地調査の実施
- ⑤ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑥ その他必要とした手続き

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 阿 部 哲

(2) 補助者

公認会計士 松 田 卓 也

公認会計士 小 関 悠 司

公認会計士 奥 山 直 紀

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

概要版

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	団体の各種規程ほか現在の法令等に照らして違反及び不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項及び検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段断りがない場合は、令和6年1月末現在での判断に基づき記載している。

監査結果及び意見の要約リスト

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
第4章 監査の結果(個別事項)			
第1 前計画の進捗状況			
1	(家庭系ごみの削減方法について①) 家庭時間が増えるという新しいライフスタイルが定着した市民にごみ減量を訴えかけるために、実践力のある市民団体とより連携を強固にしたり、SNSの利用や市民に影響力のある有名人を起用したりして、新しいライフスタイルに合わせたごみ減量化の情報提供に期待したい。	意見	77
2	(家庭系ごみの削減方法について②) 家庭系ごみの1日当たりのごみの排出量について、前計画で掲げた令和9年度の目標値は下げるべきではないと考える。例えば、マスクや梱包材の増加を家庭系ごみの排出量の増加要因と想定するのであれば、新計画期間では、これらのごみの排出抑制方法の新たな取組みも加えるよう検討されたい。	意見	78
3	(環境教育の提供と意識啓発の実施について) ごみの発生・排出抑制につながる環境教育の提供や意	意見	84

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	<p>識啓発は、より多くの市民、事業者に周知する必要がある。</p> <p>他の自治体では、自治体公式 YouTube チャンネルや自治体のホームページにて、ごみ問題に関する動画を作成している事例もあり、市も既存の公式 YouTube チャンネル等を利用して、情報発信を行う工夫を検討されたい。</p>		
4	<p>(家庭系ごみのリサイクルの推進について)</p> <p>家庭系ごみのリサイクルの方法のひとつであるスーパー等における店頭回収について、市のホームページでの情報発信方法として、店舗ごとの品目の一覧を作成し頻度の高い情報のアップデートを行うとともに、山形市公式LINE等の情報提供媒体の拡大を検討されたい。</p>	意見	89
5	<p>(ごみ減量推進功労者感謝状の贈呈について)</p> <p>「ごみ減量推進功労者感謝状の贈呈」に際し、表彰基準の明確化、及び基準を満たした事業者への積極的な表彰並びに表彰者に関する他の事業者への情報提供を行うべきである。</p>	指摘事項	93
6	<p>(エネルギー回収施設の運営について)</p> <p>エネルギー回収施設の運営において委託者である市は、受託者である山形広域環境事務組合とどのように関わり計画を実現していくか、市の立場を明確化されたい。</p>	意見	110
第2 ごみ収集運搬業務			
7	<p>(委託業務に係る収支実績報告等について)</p> <p>一般廃棄物(ごみ)及び古紙収集運搬等業務委託契約に関して、収支に関する収支実績報告等を受けておらず、積算時の各費目でどの程度の費用が必要となったか把握できていない。多様な費目が積算に含まれている場合、収支実績報告等を受けないと業務の実状に合致した金額で委託することが困難となり、余剰となっている費目を節減し、本来必要な費目に増額するように調整することができない。現在のような物価高、人件費の見直しに対応するためにも、見積書の内訳を入手した上で、収支実績報告等を受け、今後の予定価格の積算時の検討材料として生かされたい。</p>	意見	119

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
8	<p>(実際の業務内容の適切な把握について)</p> <p>車両等関係費の修繕費や被服費等、毎年、同額の費用が必要とならない費目も含まれているが、書面上の収支実績だけで判断することがないように、実際の業務内容を適切に把握し、予定価格を積算されたい。</p>	意見	119
9	<p>(収集運搬業務に係る予備車経費について)</p> <p>一般廃棄物及び古紙の収集運搬業務に使用する収集車が車検等により稼働できないときに備えて予備車の手配を行っているもので、現状としてフル稼働状態にある。現状のような通常使用車に必要な車両関係費を日割計算した単価で算定したのでは過少となり、実態と合っていない積算となる可能性がある。毎年度提出されている業務報告から業務実態に合った積算となるように長期継続契約の積算時等で定期的に見直すように検討されたい。</p>	意見	119
10	<p>(予定価格の物価高騰に係る加算率の根拠について)</p> <p>1者随意契約を前提とした予定価格の算出にあたり、値上がりが見込まれるタイミングで契約見込み先からの参考見積書のみを根拠としたのでは値上がりの水準の妥当性を検討する根拠としては弱いものと考えらえる。1者随意契約を前提とした予定価格の算出にあたっては、予算額を優先とした考え方ではなく、値上げ率が適正水準となるように、市況や他社からの参考見積書を入手する等、値上がりの要因に合致した根拠の入手を検討されたい。</p>	意見	121
11	<p>(パスワードの未更新について)</p> <p>証紙受発注管理システムにログインする際に、IDとパスワードが求められる仕様となっているが、IDとパスワードを複数担当者で共有しており、パスワードが長期間未更新となっていた。</p> <p>「山形市 ID・パスワード等の管理に関する実施手順」は、複数の職員等で共用するパスワードは毎年度変更しなければならない旨を定めている。</p>	指摘事項	128
12	<p>(ID 及びパスワードの共用について)</p> <p>証紙受発注管理システムにログインする際に、IDとパスワードが求められる仕様となっているが、IDとパスワードを</p>	意見	128

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	複数担当者で共有しており、ID とパスワードを担当者別に発行せず共有することの適否について検討されたい。		
第3 ごみの中間処理業務			
13	<p>(発火事故発生時の費用負担の明確化について)</p> <p>ごみ処理施設(立谷川リサイクルセンター)での発火事故の発生件数が急増している状況では、ごみ処理施設機能に致命的なダメージを与える火災が発生し多額の費用負担が生じる可能性は低くはない。その際の費用負担方法を明確に規定で定めておかなければ、実際の費用負担の際に構成市町間で費用負担の調整が難航し修繕に多大な時間がかかるおそれがある。</p> <p>搬入割合で修繕費を負担する場合、搬入量が圧倒的に多い本市が多額の費用負担をすることになるため、明確に規定で定めておくことを検討されたい。</p>	意見	139
14	<p>(賃貸土地の実態と契約書及び公有資産台帳との不一致について)</p> <p>山形広域クリーンセンター(沼木)へ賃貸している土地について、地籍調査の成果に基づき合筆が行われたが、賃貸借契約書上では、合筆前の情報が記載されている。また、財産異動報告も遅延しており、公有資産台帳に正しく反映されていない。</p> <p>土地の実態と契約書の内容及び公有資産台帳の内容を一致させるべきである。</p>	指摘事項	145
第4 ごみの最終処理業務			
15	<p>(雨具の被服貸与について)</p> <p>職員が共通して着用する被服は従前どおり、異動先で継続して使用することは問題ないが、不法投棄の見回りのような業務特有の事情で必要となる被服に関しては担当課で一括して管理することで、貸与する被服が使用されない期間がないように管理することを検討されたい。</p>	意見	152
16	<p>(請求日の記載漏れについて)</p> <p>請求書に請求日の記載がなく、文書の不備が確認された。電子決裁での事務処理を推し進めている市において、公文書の管理はより一層適切かつ慎重に行う必要があるた</p>	指摘事項	152

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	め、請求日の記載漏れ等のような公文書の不備がないように庁内での周知徹底を行うべきである。		
17	(予定価格の物価高騰に係る加算率の根拠について) 予定価格の算出にあたり、情報収集した資料は残っていなかった。値上がりを見込む予定価格の算出にあたっては、市況や関連企業からの参考見積書を入手する等、値上がりの要因に合致した根拠の入手を検討されたい。	意見	154
18	(備品管理について) 備品台帳に登録されていない備品が保管されていた。備品の紛失、盗難等を防ぐ目的や、老朽化した備品を適切な時期で更新する目的から、すべての備品を備品台帳に適切に登録すべきである。	指摘事項	163
第5 し尿処理業務			
19	(委託業務に係る収支実績報告等について) 一般廃棄物(し尿)収集運搬等業務委託契約に関して、収支に関する収支実績報告等を受けておらず、積算時の各費目でどの程度の費用が必要となったか把握できていない。多様な費目が積算に含まれている場合、収支実績報告等を受けないと業務の実状に合致した金額で委託することが困難となり、余剰となっている費目を節減し、本来必要な費目に増額するように調整することができない。現在のような物価高、人件費の見直しに対応するためにも、見積書の内訳を入手した上で、収支実績報告等を受け、今後の予定価格の積算時の検討材料として生かされたい。	意見	169 170
20	(実際の業務内容の適切な把握について) 車両等関係費の修繕費や被服費等、毎年、同額の費用が必要とならない費目も含まれているが、書面上の収支実績だけで判断することがないように、実際の業務内容を適切に把握し、予定価格を積算されたい。	意見	169 170
21	(諸経費率の算定根拠について) 諸経費率に関しては、契約によって業務内容等、様々な業務形態があるため、契約ごとに比率が異なっており、庁内で統一的な方針を定めるのは困難であると考えられる。そのため、環境省等の示す一定の諸経費率を参考にその	意見	170

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	水準の傾向をつかみ、適切な金額で予算要求できるよう引き続き留意されたい。		
22	<p>(人件費の設計金額について)</p> <p>委託料の設計において、市の規定に基づいて人件費の積算が行われている。設計金額の算定にあたっては、県内の平均賃金や同種事業の平均賃金等を参考にするとともに、各種手当の支給についても県内企業の状況を確認した上で水準を決定されたい。</p>	意見	170 171
23	<p>(年度の業務完了報告書の仕様書への追加について)</p> <p>実際には年度の業務完了時に委託業務完了通知書兼検査報告書が提出されているが、仕様書には年度の業務完了後の報告書の提出が規定されていない。</p> <p>仕様書にも年度の業務完了後の報告書の提出を要する旨を記載されたい。</p>	意見	188 190
第6 個別事業			
24	<p>(「30・10 運動 ～家庭編～」の周知活動の徹底について)</p> <p>市の食品ロス削減のための主力施策である「30・10 運動」は現状広く認知されている状況とは言えないため、10月の食品ロス削減月間を同運動を徹底的に周知する期間とすることを検討されたい。特に家庭編の認知度は低いと感じるため、小中学生から家庭へ情報をフィードバックしてもらえようとするため出前授業の創設も検討されたい。</p>	意見	198
25	<p>(資源物引取事業所での資源物回収事業の周知活動の徹底について)</p> <p>資源物引取事業者が 15 か所(令和5年7月1日時点)ある状態で、持込み回数が概ね月に 30 回に満たない状況では、当該取組みが広く周知されているとは言い難い。市報や公式LINE等により、当該取組みの周知を推進されたい。</p>	意見	203
26	<p>(「古紙回収システム(お古紙ください協議会)」の周知活動の徹底について)</p> <p>令和4年度末の登録事業者数はまだ 61 事業者にとどまり、広く利用されているとは言い難い。当該システムの参加可能事業者数に上限が設けられているわけではないので、市報や公式LINE等により、当該システムの周知に積極</p>	意見	204

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	的に関与し推進されたい。		
27	<p>(事業系廃棄物減量等計画書の様式について)</p> <p>平成30年に作成した「山形市一般廃棄物処理基本計画(前計画)」において実施することになっていた事業系廃棄物の減量についての「他事業所の取り組み事例等の情報提供」は、共有すべき事由がなかったということで実際には行われていない。</p> <p>事業系廃棄物減量等計画書の現在の記載欄は詳細な情報を記入できるほどのスペースが確保されていない。計画書の様式が、共有すべき有益な情報が得られる体裁になるよう検討が必要である。</p>	意見	212
28	<p>(事業系廃棄物減量等計画書作成についてのインセンティブの創設について)</p> <p>事業者から共有すべき有益な情報を提供してもらうためには、計画書作成の負担を負う事業者にも何らかのメリットが必要である。有益な取り組みを行っている事業者は、環境に配慮した取り組みを行っている事業者として市がホームページ上に掲載したり表彰したりする等、事業者にとっても企業のイメージアップにつながるようなインセンティブを設けるよう検討されたい。</p>	意見	212
29	<p>(生ごみ処理機等購入補助事業の補助対象者の拡大について)</p> <p>市では、「山形市生ごみ処理機等購入補助事業補助金交付要綱」において、補助対象者から事業者等の法人を除外しているが、仙台市では、事業系生ごみ処理機設置についても補助金の対象としている。</p> <p>補助対象を家庭系生ごみ処理機に限定する必要性は乏しいことから、事業系生ごみ処理機についても、補助対象とすることを検討されたい。</p>	意見	219
30	<p>(「こでん里帰りプロジェクト」における回収ボックスの設置場所の拡充について)</p> <p>平成30年6月策定の「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン Ver.1.2(環境省)」には、回収ボックスの設置例として、「公共施設(市役所等)、スーパー、家電販売</p>	意見	223

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	<p>店、ホームセンター、ショッピングセンター、郵便局、学校、駅、駐輪場等」が挙げられている。</p> <p>リサイクルに関する教育の一環として市内小中学校に設置することや、土日も回収量が見込める商業施設へ設置することを検討されたい。</p>		
31	<p>（「ごみ減量・もったいないねット山形」の情報発信について）</p> <p>市の事業の一環として、ホームページ等を活用してもったいないねット山形の取り組みを周知することになっているが（市のホームページ上に外部リンクがある）、そもそも同団体のホームページ上の事業活動記録は、平成 26 年1月9日を最後に更新されていない。また、フェイスブックも平成 31 年2月 18 日を最後に投稿がない。</p> <p>市の環境部長が副会長に就任しているのであるから、適宜情報発信を行うよう市の主導で改善を促されたい。</p>	意見	232
32	<p>（「メルカリ Shops」での出品対象品の拡充について）</p> <p>山形市の公立高校である山形市立商業高等学校は、株式会社メルカリ及び株式会社ソウゾウとの間で締結した地方創生の推進に係る学校教育プログラムを活用し、地元企業と共同で商品開発した菓子を、市の「メルカリ Shops」にて令和5年 11 月7日から 12 月 12 日までの期間限定で出品販売している。熊本県熊本市の公立高校において、高校生自らが学校で不要となっている備品等を発掘・選定し、同市の「メルカリ Shops」で販売する取り組みが全国初の取り組みとして報道されているが、山形市立商業高等学校においてさらなる「メルカリ Shops」の活用を図るため、熊本市の高校と同様の取り組みの導入も検討されたい。</p>	意見	236
33	<p>（充電池内蔵家電の分別について）</p> <p>令和5年度が昨年を上回るペースで発火発煙事故が発生している現状から、充電池等が内蔵されている小型家電専用の分類区分として、例えば「充電池内蔵小型家電」のような分類項目を新設し、収集日を他と分けることも検討されたい。</p>	意見	241

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
34	<p>(こでん里帰りプロジェクトと市の公式 LINE 及び「さんあ〜る」の連携について)</p> <p>小型家電は、「山形市小型家電リサイクル事業(こでん里帰りプロジェクト)」の対象になる品目も多いと考えられる。市の公式 LINE や「さんあ〜る」で検索した際に、当該事業の対象品目になりうるものは、検索結果にその旨も表示されるよう検討されたい。</p>	意見	241
35	<p>(監視カメラの増設について)</p> <p>近年不法投棄の通報件数が急増している。そのような状況において監視カメラが現行のままでは設置台数が足りていないと考えられる。監視カメラの設置台数を増やすことも検討されたい。</p>	意見	248
36	<p>(不法投棄防止看板の記載内容の修正について)</p> <p>一部の不法投棄防止看板の法人の罰則が「1億円以下の罰金」と記載されているが、平成 22 年6月8日より、法人の罰金は3億円に引き上げられており、記載内容が現状の罰則と一致していない。また、法人の罰則の記載がそもそもないものもある。</p> <p>当該看板は、村山地区不法投棄防止対策協議会(不防協)の事業で山形市が作成している看板であるが、山形市も連名で記載されていることから、適切な内容への修正を働きかけられたい。</p>	意見	249
37	<p>(不法投棄防止看板のデザインの一新について)</p> <p>市が作成している不法投棄防止看板において、不法投棄を発見した際の通報先等の記載がない。市では不法投棄通報専用ダイヤル「山形市不法投棄 110 番」や山形市公式 LINE で通報が出来るようになっているのであるから、電話番号や山形市公式 LINE の QR コード等の記載も検討されたい。</p> <p>また、古いデザインの看板では「現在は監視カメラは稼働していない可能性がある」との印象を与えてしまい抑止効果が薄れると考えられるため、デザインの一新も検討されたい。</p>	意見	250

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
38	<p>(ごみ出し支援事業の周知活動の徹底について)</p> <p>市の高齢単独世帯数や要介護(要支援)認定者数に対して、利用実績が少ないと考えられる。住民の中でも支援サービスの主たる利用者として想定される層に対して確実に必要な情報が届くよう、周知活動を徹底されたい。</p>	意見	257
39	<p>(ごみ出し支援事業の利用者要件の緩和について)</p> <p>普段の生活ではそれほど転倒リスクが高くない高齢者であっても、重いごみ袋を持った状態での雪道では非常に滑りやすいため、転倒しその後の日常生活に重大な影響を及ぼすケガを負う可能性がある。冬季限定で利用者の要件を緩和することを検討されたい。</p>	意見	257
40	<p>(ごみ出し支援事業の対象者の例外規定の明示について)</p> <p>ごみ出し支援事業実施要綱において、対象市民については市長の権限による例外規定を設けているが、市のホームページ上での当該事業の案内では、例外規定が明示されていない。当該事業の推進の際には、対象市民の例外規定も明示して周知活動を行われたい。</p>	意見	257
第7 他の自治体の先行事例			
41	<p>(レジ袋兼ごみ袋の導入について)</p> <p>購入したレジ袋を市の有料指定ごみ袋としてその後活用できる「レジ袋兼ごみ袋」がある場合、単なるレジ袋より割高になるが「レジ袋兼ごみ袋」を選択する利用者は相当数いると考えられる。</p> <p>令和4年度の第2回山形清掃問題審議会の議事録を見ると、出席委員より山形市でも千葉市と同様の制度を導入することに対して前向きな意見も出ている。</p> <p>また、日野市のように「レジ袋兼ごみ袋」にデザインを施し、そのデザインを市内の小中高や大学で公募すれば、市民のレジ袋削減についての意識も醸成されていくものと考えられる。</p> <p>マイバックの持参率の向上を引き続き図るとともに、「レジ袋兼ごみ袋」の導入も是非検討されたい。</p>	意見	265
42	<p>(食品ロス削減マッチングサービスの導入について)</p> <p>令和5年3月に改訂された山形市一般廃棄物処理基本</p>	意見	277

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	<p>計画において、事業系の食品ロスの主な原因である「販売時の売れ残り」に対応する施策が設けられていない。</p> <p>市として他の先進自治体の例を参考にして検証を加え、「販売時の売れ残り」にも対応した施策の追加を検討された。</p>		